

介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百十五号

介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（平成二十九年厚生労働省告示第三百二十号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改正後	改正前
(技能実習を行わせる体制の基準) 第二条 介護職種に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 技能実習を行わせる事業所が次のイからニまで(技能実習生を利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事させない場合には、ロ及びハを除く。)のいずれにも該当するものであること。 イ 介護等の業務を行うものであること。 ロ 技能実習生が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する場合にあつては、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八条第一項の認定の申請を行う前にあらかじめ、遵守事項等確認機関(国の補助を受けて、実務経験等を有する技能実習生のみを当該業務に従事させ、かつ、技能実習生を当該業務に従事させること等について事業所が利用者等に対する説明を行うことのほか、次の(1)から(5)までに掲げる事項を事業所が遵守することとしていることを確認する機関をいう。ハにおいて同じ。)から、当該確認を受けたことを証する書面の交付を受けているものであること。 (1) 技能実習生に対し、利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の基本事項、生活支援技術、利用者等とのコミュニケーション並びに日本の生活様式その他当該業務に必要な知識及び技能を習得させる講習を行うこと。 (2) 技能実習生が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する際、従事し始めた時から当該技能	(技能実習を行わせる体制の基準) 第二条 介護職種に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 技能実習を行わせる事業所が次のいずれにも該当するものであること。 イ 介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。 (新設)

(傍線部分は改正部分)

- 実習生が当該サービスの提供を一人で適切に行うことができるものと認められるまでの一定期間、当該サービスの提供に係る責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと。
- (3) 技能実習生が従事する利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の内容等に関して、当該技能実習生に対して丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、従事させる業務及び当該業務を通じて修得、習熟又は熟達をさせる技能、技術又は知識（附則第一号及び第二号において「技能等」という。）の具体的な内容、当該技能実習生の将来におけるキャリアの目標並びにそれらに対して事業所が行う支援の内容その他必要な事項を記載したキャリアアップ計画を作成すること。
- (4) 技能実習生が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する現場において受けるハラスメント等を防止するため、当該ハラスメントに関する相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずること。
- (5) 技能実習生が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用その他の方法により緊急時の連絡体制の整備その他の必要な環境整備を行うこと。
- ハ 遵守事項等確認機関に対し、必要な協力を行うものであること。
- ニ 次の(1)から(3)までに掲げる要件のうちいずれかを満たすものであること。
- (1) 開設後三年以上経過しているものであること。
- (2) 当該事業所を経営する法人において、介護等の業務を行う他の事業所の開設後三年以上経過しているものであること。
- (3) 当該事業所を経営する法人について、次の(i)～(iv)に掲げ

(新設)

ロ 開設後三年以上経過しているものであること。

(新設)

(新設)

(新設)

る全ての要件を満たすこと。 (i) 当該事業所の利用者及びその家族が安心してサービスを利用することができるよう、技能実習生に対する研修体制及びその実施が確保されていること。 (ii) 技能実習生並びに当該事業所の職員及び利用者等からの相談体制が確保されていること。 (iii) 技能実習生の受入れについて、受入れ開始前に当該事業所の職員並びに当該事業所を利用する者及びその家族等に対して、説明会等が行われていること。 (iv) 技能実習生の受入れに関して、当該事業所を営営する法人内における協議体制が確保されていること。 (削る) 四 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況の下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあつては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。 附 則 第二号技能実習について、技能実習生が次の要件を満たす場合には、当分の間、当該技能実習生は第一条第一号ロに掲げる要件を満たすものとみなす。 一 介護の技能等の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること。 二 (略)	
四 技能実習生を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。 五 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況の下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあつては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。 附 則 第二号技能実習について、技能実習生が次の要件を満たす場合には、当分の間、当該技能実習生は第一条第一号ロに掲げる要件を満たすものとみなす。 一 介護の技能、技術又は知識(次号において「技能等」という。)の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること。 二 (略)	